

第十編

平成19年度の地方財政

1. 地方財政計画	241
2. 地方債計画	241
3. 県内市町の決算状況	241

1 平成19年度地方財政計画

平成19年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2006」に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとして策定された。

その規模は83兆1,261億円で、前年度に比べ0.0%となった。

平成19年度地方財政計画の概要については資料1のとおりである。

2 平成19年度地方債計画

平成19年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を図り、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定された。

その規模は12兆5,108億円で、前年度に比べ△10.3%となった。

平成19年度地方債計画の概要については、資料2のとおりである。

3 平成19年度県内市町の決算状況

県内17市町の平成19年度決算について、全国市町村決算の純計と対比した主な特徴は次のとおりである（全国市町村決算には、特別区、一部事務組合および広域連合を含む。）。

(1) 決算規模の主な特徴

全国市町村普通会計決算の純計（以下、「全国決算」という。）は、前年度から歳入が△2.2%、歳出が△2.3%となった。本県市町決算（以下、「本県決算」という。）は、大規模事業の完了による普通建設事業費の減少、平成16年7月に発生した福井豪雨に伴う災害復旧事業が収束したことによる減少等により、前年度から歳入が△1.0%、歳出が△1.5%となった。

(2) 歳入の主な特徴

地方税は、全国決算は、平成18年度税制改正による所得税からの税源移譲や定率減税の廃止および固定資産税の増収等に伴い前年度から+7.2%となった。本県決算は、個人住民税、法人住民税等が増となり、前年度から+9.1%になった。

地方譲与税は、税源移譲による所得譲与税の廃止に伴い、全国決算は前年度から△60.8%となり、本県決算は△60.3%となった。

地方交付税は、全国決算は前年度から△4.7%となり、本県決算は△6.3%となった。

一般財源は、地方交付税等が減少したことから、全国決算は前年度を下回っており、歳入総額に占める割合も前年度から△0.7ポイントとなった。本県決算も前年度を下回るが、歳入総額も減少したことにより歳入総額に占める割合は+0.3ポイントとなった。

国庫支出金は、全国決算は、障害者自立支援給付費負担金および児童手当交付金等の増加に伴い前年度から+3.9%となった。本県決算は、大規模補助事業の完了に伴い△7.8%となった。

地方債は、全国決算は、減税補てん債の皆減等により前年度から△7.5%となった。本県決算は、減税補てん債の減少に併せ、教育施設建設事業等に伴う起債の減少により、△9.5%となった。

(3) 歳出の主な特徴

義務的経費は、全国決算は、人件費が各団体の行政改革努力に伴う職員給の減はあるものの、団塊の世代の退職に伴い退職金が増加したことにより増加(+0.4%)したこと、扶助費が児童手当制度の拡充や障害者自立支援法の本格施行により増加(+5.8%)したこと、公債費が臨時財政対策債や合併特例事業債等の償還額の増により増加(+0.5%)したことから、前年度から+2.0%になった。本県決算は、職員等の削減による人件費の減(△0.1%)の一方で児童手当の制度改正等に伴う扶助費の増加(+8.2%)や、起債の繰上償還に伴う公債費の増加(+3.3%)により、+3.0%になった。

投資的経費は、全国決算は、普通建設事業の単独事業費の減(△5.6%)や豪雨被害等の減少による災害復旧事業費の減(△26.9%)等により、前年度から△4.9%となった。本県決算は、教育施設建設事業の収束に伴う普通建設事業費の減(△16.4%)や福井豪雨による災害復旧事業の収束に伴う災害復旧事業費の減(△71.7%)等により、△18.5%となった。

(4) 公営企業の主な特徴

地方公営企業会計の決算規模は、全国決算では公的資金補償金免除繰上償還に伴う資本的支出が増加したことにより前年度に比べ+5.9%となり、本県決算では+12.9%となった。

他会計からの繰入金は、全国決算では前年度より $\Delta 2.4\%$ となり、本県決算では $\Delta 9.4\%$ となった。

企業債現在高は、全国決算では前年度末より $\Delta 2.4\%$ となり、本県決算では $+1.6\%$ となった。

平成19年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成19年2月

- 地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成19年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模	83兆1,261億円	(前年度比	△ 247億円、△ 0.0%)
② 地方一般歳出	65兆7,350億円	("	△ 7,451億円、△ 1.1%)
③ 「一般財源」総額	59兆2,266億円	("	+ 5,134億円、+ 0.9%)
④ 地方財源不足額	4兆4,200億円	(平 18 8兆7,420億円)	
※折半対象財源不足を解消(平 18 1兆4,058億円)			

- 社会保障関係の国庫補助事業や退職手当等の歳出の自然増がある中で、基本方針2006に沿って、地方歳出を厳しく見直し、一般歳出を△1.1%に抑制

【減要因】

- ・ 給与関係経費(退職手当除く) …… △4,038億円
 - 一般職員等 …… 定員3.4万人純減(5.7%の1年分+5,000人を純減)、給与構造改革等により△3,700億円程度
 - 義務教育教職員 …… △300億円程度
- ・ 投資的経費(単独) …… △3%により、△3,027億円(かい離是正分を除く)

【増要因】

- ・ 一般行政経費(補助) …… 社会保障関係経費(児童手当含む)を中心に+5,014億円
- ・ 退職手当 …… 団塊世代の大量退職に伴い+3,380億円

- 財源不足の補てん(4兆4,200億円)

平成19年度から平成21年度の3年間は従来からの国と地方の折半ルールを継続する。ただし、平成19年度は折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり補てん措置を講じる

① 財源対策債の発行	1兆5,900億円
② 臨時財政対策債の発行(既発債の元利償還金分等)	2兆6,300億円
③ 特別交付金(※)	2,000億円

(※) 恒久的減税による減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金が平成19年度から廃止されたことに伴う経過措置として設けられた交付金

- 特別交付金について、地方税収の動向を踏まえ、総額を変えない範囲で、交付期間を2年から3年に延長し、平準化

H19:4,000億円、H20:2,000億円 ⇒ H19~H21:各年度2,000億円

II 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

一般財源総額 59兆2,266億円（前年度比 + 5,134億円、+ 0.9%）

・地方税	40兆3,728億円	<平 ^⑩ 比	+ 2兆4,651億円>
・地方交付税	15兆2,027億円	<平 ^⑩ 比	△ 7,046億円>
・特例地方債 (臨時財政対策債・減税補てん債)	2兆6,300億円	<平 ^⑩ 比	△ 7,292億円>
・その他	1兆 211億円	<平 ^⑩ 比	△ 5,179億円>
計	<u>59兆2,266億円</u>	<平 ^⑩ 比	<u>+ 5,134億円></u>

< 平^⑩地方税には所得譲与税を含む >

< その他は、地方特例交付金等及び地方譲与税（所得譲与税を除く） >

III 地方交付税の確保

地方交付税の法定率分を堅持した上で総額を確保

15兆2,027億円（前年度比 △ 7,046億円、△ 4.4%）

① 地方交付税の法定率分	14兆6,196億円
② 平成18年度からの繰越分	1兆5,208億円
③ 交付税特別会計借入金償還	△ 5,869億円
④ 交付税特別会計借入金支払利子	△ 5,661億円
⑤ 交付税特別会計剰余金の活用等	2,153億円

IV 交付税特別会計の新規借入の廃止と計画的償還の開始

1 交付税特別会計の健全化

- ① 新規借入を廃止（平^⑩1.2兆円）
- ② 国負担分残高（約19兆円）を全額一般会計借入金に振替整理
- ③ 地方負担分残高（約34兆円）は平成18年度補正予算から計画的に償還

○ 交付税特別会計借入金のうち国負担分（平^⑩末残高見込18兆6,648億円）を全額国の一般会計借入金に振替整理し、国と地方の負担関係を明確化

○ 交付税特別会計借入金のうち地方負担分（平^⑩補正予算前の平^⑩末残高見込34兆1,509億円）は、現行の償還期限である平成38年度までの償還計画を新たに作成した上で、平成18年度補正予算から償還を開始

平成18年度補正 償還額 5,336億円

平成19年度当初 償還額 5,869億円

2 一般会計加算の年度間調整

一般会計加算（既往分）平^⑱6,251億円について、今後、交付税特別会計借入金の償還額が増加していく状況を踏まえ、加算時期を調整（年度間調整）

- 平成19年度は、必要な交付税総額・一般財源総額を確保した上で、中期的な交付税の安定的確保に資するよう、今後、交付税特別会計借入金の償還額が増加していく状況を踏まえ、平成19年度一般会計加算（6,251億円）を、平成22年度以降3年間均等に加算

V 財務体質の改善

① 特例地方債（下記※）の減	<平 ^⑱ 3.4兆円 → 平 ^⑲ 2.6兆円>
② 一般財源比率の改善	<平 ^⑱ 66.6% → 平 ^⑲ 68.1%>
③ 地方債依存度の低下	<平 ^⑱ 13.0% → 平 ^⑲ 11.6%>
④ 地方財政の借入金残高の減	<平 ^⑱ 201兆円 → 平 ^⑲ 199兆円>

- 地方債総額 9兆6,529億円（前年度比 △ 1兆1,645億円、△ 10.8%）
- | | |
|----------------|--|
| 【 通常債 】 | 4兆8,429億円 <平 ^⑱ 比 △ 7,053億円> |
| 【 退職手当債 】 | 5,900億円 <平 ^⑱ 比 + 3,300億円> |
| 【 財源対策債 】 | 1兆5,900億円 <平 ^⑱ 比 △ 600億円> |
| 【 臨時財政対策債 】（※） | 2兆6,300億円 <平 ^⑱ 比 △ 2,772億円> |
| 【 減税補てん債 】（※） | 皆 減 <平 ^⑱ 比 △ 4,520億円> |

VI 決算かい離の一体的是正

地方財政計画と決算の一体的かい離是正を平成19年度も引き続き推進することにより、決算かい離は概ね解消する見込み

平 ^⑰	0.35兆円（一般財源ベース）
平 ^⑱	1.00兆円（一般財源ベース）
平 ^⑲	0.60兆円（一般財源ベース）

平^⑲かい離是正額

投資的経費（単独）（-）1.2兆円	}	一般財源ベース 0.6兆円
経常的経費（単独）（+）0.6兆円		

VII 児童手当の拡充に伴う財源措置

- ① 平成19年度の制度拡充に伴う地方負担額473億円については、平成19年度は、地方特例交付交付金（児童手当特例交付金）により措置
- ② 平成20年度以降は、平成19年度与党税制改正大綱において、「少子化のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的・一体的改革の中で検討する。」とされたことを踏まえ、対応

- 0歳から3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円へ増額
（現行 第一子・第二子5千円 第三子以降1万円）
- 平成19年度児童手当特例交付金（平成18年度拡充分を含む） 総額1,120億円

VIII 公債費負担対策

徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金（財政融資資金、簡保資金、公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減

- 政府資金の繰上償還（H19～H21）

対象地方債残高	3兆8,000億円程度以内
（財政融資資金	3兆3,000億円程度以内）
（簡保資金	5,000億円程度以内）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、財政力、公債費や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定（財政力指数1.0以上の団体を除く）

- 公営企業金融公庫資金の繰上償還及び公営企業借換債（H19～H20）

対象地方債残高	1兆2,000億円程度
---------	-------------

対象地方債：公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

主な地方財政指標

一般財源総額

59.2兆円 (平^⑩=58.7兆円、+0.9%)

(注)この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

一般財源比率

68.1% (平^⑩=66.6%)

(注)この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

地方債依存度

11.6% (平^⑩=13.0%)

[臨時財政対策債を含む]

地方の借入金残高 (平^⑩末見込み)

199兆円 (平^⑩末見込み(当初)=201兆円)

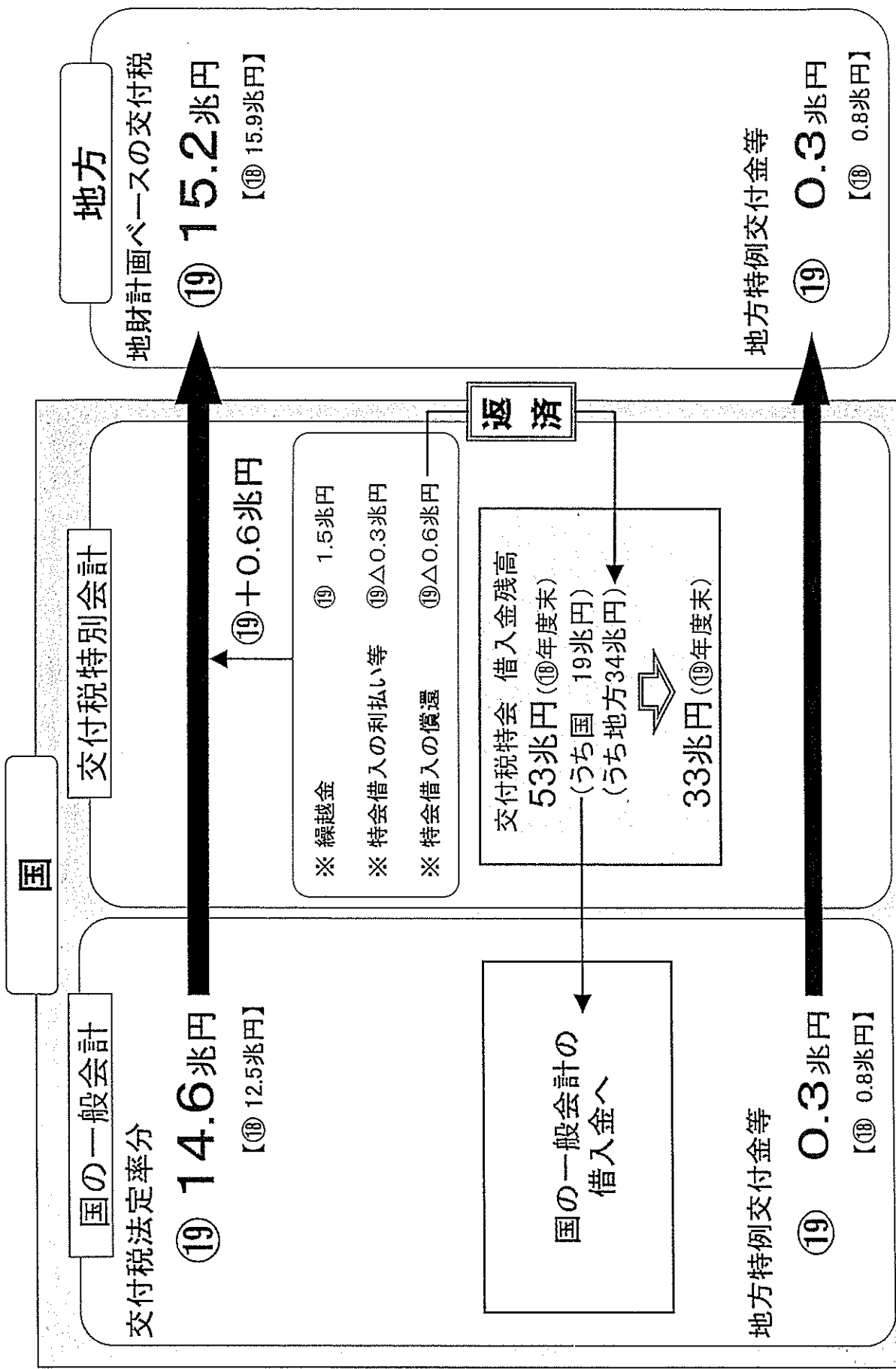
交付税特別会計借入金残高 (平^⑩末見込み)

33.0兆円 (平^⑩末見込み(当初)=52.8兆円)

(注1)国負担分18.6兆円は全額国の一般会計借入金に振替整理

(注2)地方負担分34.2兆円は平^⑩補正0.5兆円、平^⑩0.6兆円の償還により33.0兆円となる

平成19年度地方交付税等の姿



※交付税特会借入金残高の⑳年度末の数値53兆円は、⑳補正前の見込額である。

公債費負担の軽減対策について

徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金（財政融資資金、簡保資金、公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減

1. 政府資金の繰上償還（H19～H21）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、財政力、公債費や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定（財政力指数1.0以上の団体を除く）

対象地方債残高 3兆8,000億円程度以内

- 財政融資資金 3兆3,000億円程度以内
- 簡保資金 5,000億円程度以内

2. 公営企業金融公庫資金の繰上償還及び公営企業借換債（H19～H20）

対象地方債：公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

対象地方債残高 1兆2,000億円程度

うち平成19年度

繰上償還 4,000億円程度
公営企業借換債 2,000億円

3. その他

1及び2の繰上償還については、その財源として、必要に応じ民間等資金による借換債が発行できることとする

2 地方財政計画歳入歳出一覧

(1) 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備 考
(歳入)					
地 方 税	403,728	348,983	54,745	15.7	
地 方 譲 与 税	7,091	37,324	▲ 30,233	▲ 81.0	
地方特例交付金等	3,120	8,160	▲ 5,040	▲ 61.8	
地 方 交 付 税	152,027	159,073	▲ 7,046	▲ 4.4	
国 庫 支 出 金	101,739	102,015	▲ 276	▲ 0.3	
地 方 債	96,529	108,174	▲ 11,645	▲ 10.8	
使用料及び手数料	16,455	16,450	5	0.0	
雑 収 入	50,572	51,329	▲ 757	▲ 1.5	
計	831,261	831,508	▲ 247	▲ 0.0	
(歳出)					
給 与 関 係 経 費	225,111	225,769	▲ 658	▲ 0.3	
退 職 手 当 以 外	201,283	205,321	▲ 4,038	▲ 2.0	
退 職 手 当	23,828	20,448	3,380	16.5	
一 般 行 政 経 費	261,811	251,857	9,954	4.0	
補 助	112,300	107,286	5,014	4.7	
単 独	139,510	134,785	4,725	3.5	▲ 0.9
国民健康保険関係事業費	10,001	9,786	215	2.2	投資的経費との 一体的かい離是 正▲6,000億円を 除いた場合
公 債 費	131,496	132,979	▲ 1,483	▲ 1.1	
維 持 補 修 費	9,766	9,768	▲ 2	▲ 0.0	
投 資 的 経 費	152,328	168,889	▲ 16,561	▲ 9.8	
直 轄 ・ 補 助	66,444	67,978	▲ 1,534	▲ 2.3	
単 独	85,884	100,911	▲ 15,027	▲ 14.9	▲ 3.0
公 営 企 業 繰 出 金	27,249	27,346	▲ 97	▲ 0.4	一般行政経費との 一体的かい離是 正▲12,000億円 (一般財源ペー ス▲6,000億円) を除いた場合
企業債償還費普通会計負担分	18,915	18,828	87	0.5	
そ の 他	8,334	8,518	▲ 184	▲ 2.2	
不交付団体水準超経費	23,500	14,900	8,600	57.7	
計	831,261	831,508	▲ 247	▲ 0.0	
地 方 一 般 歳 出	657,350	664,801	▲ 7,451	▲ 1.1	公債費、企業債償 還費普通会計担 分、不交付団体水 準超経費を除く

(2) 歳入歳出構成比

歳 入	平 成 19年度	平 成 18年度	差 引	歳 出	平 成 19年度	平 成 18年度	差 引
地 方 税	48.6	42.0	6.6	給 与 関 係 経 費	27.1	27.1	0.0
地 方 譲 与 税	0.9	4.5	▲ 3.6	一 般 行 政 経 費	31.5	30.3	1.2
地方特例交付金等	0.4	1.0	▲ 0.6	公 債 費	15.8	16.0	▲ 0.2
地 方 交 付 税	18.3	19.1	▲ 0.8	維 持 補 修 費	1.2	1.2	0.0
[臨時財政対策債含む]	21.5	22.6	▲ 1.1	投 資 的 経 費	18.3	20.3	▲ 2.0
国 庫 支 出 金	12.2	12.2	0.0	公 営 企 業 繰 出 金	3.3	3.3	0.0
地 方 債	11.6	13.0	▲ 1.4	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	2.8	1.8	1.0
使用料及び手数料	2.0	2.0	0.0				
雑 収 入	6.0	6.2	▲ 0.2				
計	100.0	100.0	—	計	100.0	100.0	—

平成19年度地方債計画の概要

策定方針

平成19年度地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定。

なお、平成19年度から3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、公営企業借換債と合わせて5兆円規模の公的資金（財政融資資金、郵政公社資金及び公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

総 額 12兆5,108億円（前年度13兆9,466億円） Δ 10.3%

普通会計分 9兆6,529億円（前年度10兆8,174億円） Δ 10.8%

通常分 4兆8,379億円（前年度5兆5,432億円） Δ 12.7%

特別分 4兆8,150億円（前年度5兆2,742億円） Δ 8.7%

臨時財政対策債 2兆6,300億円（前年度2兆9,072億円） Δ 9.5%

減税補てん債 一億円（前年度4,520億円） 皆減

財源対策債 1兆5,900億円（前年度1兆6,500億円） Δ 3.6%

退職手当債 5,900億円（前年度2,600億円） 126.9%

調整（不交付団体分） 50億円（前年度50億円） 0.0%

公営企業会計等分 2兆8,579億円（前年度3兆1,292億円） Δ 8.7%

主な特色

I 地方財政の健全化と投資的経費の抑制による計画規模の圧縮

- 平成18年度地方債計画と比較して、1兆4,358億円（ Δ 10.3%）を圧縮。

II 郵政公社資金の廃止

- 日本郵政公社の民営化に伴い郵政公社資金を廃止。
（H¹⁸ 4,800億円 → H¹⁹ 廃止）

Ⅲ 行革推進法、郵政民営化法を踏まえた所要の公的資金の確保

- 行政改革推進法、郵政民営化法第182条を踏まえた公的資金の確保

財政融資資金 H^⑩ 3兆3,700億円 → H^⑪ 3兆2,800億円 (△ 2.7%)
公営公庫資金 H^⑩ 1兆4,060億円 → H^⑪ 1兆3,500億円 (△ 4.0%)
(政府資金 H^⑩ 3兆8,500億円 → H^⑪ 3兆2,800億円 (△ 14.8%))
(公的資金 H^⑩ 5兆2,560億円 → H^⑪ 4兆6,300億円 (△ 11.9%))

Ⅳ 地方債資金の市場化の推進

- 地方債資金のより一層の市場化を推進し、市場公募資金3兆4,000億円を計上。
(新規市場公募団体3団体程度 地方債計画シェア H^⑩ 25.1% → H^⑪ 27.2%)
- 住民参加型市場公募債3,500億円を計上。
※ 市場公募資金の計上額の内数
(発行団体の拡大 H^⑩ 110団体程度 → H^⑪ 130団体程度)

Ⅴ 臨時財政対策債の発行

臨時財政対策債の発行

2兆6,300億円

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債2兆6,300億円を計上。

Ⅵ 行政改革の促進に寄与する地方債の発行

① 退職手当債の発行

5,900億円

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、地方財政法第5条の特例として引き続き退職手当債を発行できるとしている。

② 行政改革推進債の発行

3,000億円

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる団体が、必要な公共施設等の整備事業を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取り組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当。

Ⅶ 合併特例事業の推進

合併特例事業の推進

9,500億円

「市町村の合併の特例に関する法律（合併旧法）」の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、その所要額を確保。

また、「市町村の合併の特例に関する法律（合併新法）」の下における市町村合併に必要な公共施設の整備等を支援することとし所要額を計上。

地方債資金の確保

- 地方債資金については、市場公募地方債の拡大などによる市場化の一層の推進と公的資金の段階的縮減・重点化を引き続き図ることとしている。
- 公的資金については、日本郵政公社の民営化に伴い郵政公社資金を廃止した上で、地方分権の推進や財投改革の趣旨を踏まえ、公的資金の重点化・縮減を図りつつ、その所要額を確保。
- 民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債の発行を引き続き推進。

(単位：億円、%)

区 分	平成19年度計画額		平成18年度計画額		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
政 府 資 金	32,800	26.2	38,500	27.6	△ 5,700	△ 14.8
財政融資資金	32,800	26.2	33,700	24.2	△ 900	△ 2.7
郵政公社資金	—	—	4,800	3.4	皆 減	皆 減
（郵便貯金資金）			（ 1,700 ）	（ 1.2 ）		
（簡易生命保険資金）			（ 3,100 ）	（ 2.2 ）		
公 営 公 庫 資 金	13,500	10.8	14,060	10.1	△ 560	△ 4.0
（国の予算等貸付金）	（ 437 ）	—	（ 501 ）	—	（△ 64）	（△12.8）
公 的 資 金 計	46,300	37.0	52,560	37.7	△ 6,260	△ 11.9
民 間 等 資 金	78,808	63.0	86,906	62.3	△ 8,098	△ 9.3
市 場 公 募	34,000	27.2	35,000	25.1	△ 1,000	△ 2.9
銀 行 等 引 受	44,808	35.8	51,906	37.2	△ 7,098	△ 13.7
合 計	125,108	100.0	139,466	100.0	△ 14,358	△ 10.3

- (注) 1 「政府資金」とは、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指す。
- 2 市場公募資金については、借換債を含め5兆8,000億円（前年度比6,600億円、10.2%減）を予定している。
- 3 国の予算等貸付金の（ ）書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって計には含めていない。

平成19年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目	平成19年度 計画額(A)	平成18年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 一般公共事業	19,467	19,894	△ 427	△ 2.1
2 公営住宅建設事業	1,680	1,758	△ 78	△ 4.4
3 災害復旧事業	408	426	△ 18	△ 4.2
4 教育・福祉施設等整備事業	6,439	8,302	△ 1,863	△ 22.4
(1) 学校教育施設等整備事業	2,068	2,280	△ 212	△ 9.3
(2) 社会福祉施設整備事業	316	389	△ 73	△ 18.8
(3) 一般廃棄物処理事業	1,505	2,088	△ 583	△ 27.9
(4) 一般補助施設整備等事業	1,850	2,845	△ 995	△ 35.0
(5) 施設整備事業(一般財源化分)	700	700	0	0.0
5 一般単独事業	28,062	32,994	△ 4,932	△ 14.9
(1) 一般事業	4,254	6,137	△ 1,883	△ 30.7
(2) 地域活性化事業	900	1,500	△ 600	△ 40.0
(3) 防災対策事業	1,300	1,500	△ 200	△ 13.3
(4) 合併特例事業	9,500	9,500	0	0.0
(5) 臨時地方道整備事業	9,300	10,009	△ 709	△ 7.1
(6) 臨時河川等整備事業	587	605	△ 18	△ 3.0
(7) 臨時高等学校整備事業	721	743	△ 22	△ 3.0
(8) 地域再生事業	1,500	3,000	△ 1,500	△ 50.0
6 辺地及び過疎対策事業	3,312	3,390	△ 78	△ 2.3
(1) 辺地対策事業	508	538	△ 30	△ 5.6
(2) 過疎対策事業	2,804	2,852	△ 48	△ 1.7
7 首都圏等整備事業	99	101	△ 2	△ 2.0
8 公共用地先行取得等事業	667	784	△ 117	△ 14.9
9 行政改革推進債	3,000	3,000	0	0.0
10 調整(不交付団体分)	50	50	0	0.0
計	63,184	70,699	△ 7,515	△ 10.6
二 公営企業債				
1 水道事業	4,374	5,027	△ 653	△ 13.0
2 工業用水道事業	295	444	△ 149	△ 33.6
3 交通事業	2,990	3,180	△ 190	△ 6.0
4 電気事業・ガス事業	63	61	2	3.3
5 港湾整備事業	550	523	27	5.2
6 病院事業	2,386	2,892	△ 506	△ 17.5
7 介護サービス施設整備事業	20	57	△ 37	△ 64.9
8 市場事業・と畜場事業	289	344	△ 55	△ 16.0
9 地域開発事業	1,374	1,473	△ 99	△ 6.7
10 下水道事業	15,275	16,377	△ 1,102	△ 6.7
11 観光その他事業	108	197	△ 89	△ 45.2
計	27,724	30,575	△ 2,851	△ 9.3
合 計	90,908	101,274	△ 10,366	△ 10.2

(単位：億円、%)

項 目	平成19年度 計画額 (A)	平成18年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三公営企業借換債	2,000	2,000	0	0.0
四減税補てん債	-	4,520	皆減	皆減
五臨時財政対策債	26,300	29,072	△ 2,772	△ 9.5
六退職手当債	5,900	2,600	3,300	126.9
七国の予算等貸付金債	(437)	(501)	(△ 64)	(△ 12.8)
総 計	(437)	(501)	(△ 64)	(△ 12.8)
	125,108	139,466	△ 14,358	△ 10.3
内 普 通 会 計 分	96,529	108,174	△ 11,645	△ 10.8
内 公 営 企 業 会 計 等 分	28,579	31,292	△ 2,713	△ 8.7
(資金区分)				
政 府 資 金	32,800	38,500	△ 5,700	△ 14.8
財 政 融 資 資 金	32,800	33,700	△ 900	△ 2.7
郵 政 公 社 資 金	-	4,800	皆減	皆減
〔郵便貯金資金〕		〔 1,700 〕		
〔簡易生命保険資金〕		〔 3,100 〕		
公 営 公 庫 資 金	13,500	14,060	△ 560	△ 4.0
(国の予算等貸付金)	(437)	(501)	(△ 64)	(△ 12.8)
公 的 資 金 計	46,300	52,560	△ 6,260	△ 11.9
民 間 等 資 金	78,808	86,906	△ 8,098	△ 9.3
市 場 公 募	34,000	35,000	△ 1,000	△ 2.9
銀 行 等 引 受	44,808	51,906	△ 7,098	△ 13.7

(備 考)

- 平成19年度から3年間で、「三公営企業借換債」と合わせて5兆円規模の公的資金(財政融資資金、郵政公社資金及び公営公庫資金)の繰上償還(補償金なし)等を行うこととし、繰上償還の財源として必要に応じ民間等資金による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- そのほか、地方税の減収が生じる場合の減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。